

大田区公式チャンネル【YouTube】運用要領

平成 25 年 7 月 1 日 25 政広発第 10145 号広報課長決定
平成 29 年 3 月 22 日 28 企広発第 11230 号企画経営部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、区が動画共有サービス YouTube を利用した動画による行政情報の配信の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本ポリシー)

第 2 条 区の公式チャンネルは、区広報番組「シティーニュース」を中心に、区の行政情報や催事情報等、区民の生活に有益な情報を動画で紹介し、区の取組みについての理解を深めていただくことをポリシーとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ インターネット上の動画配信サービスをいう。
- (2) 大田区チャンネル 区がユーチューブ上に設置する区が投稿した動画の再生リストをいう。
- (3) アカウント ユーチューブを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) コメント 投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見をいう。

(運営主体)

第 4 条 大田区チャンネルの運営主体は区とし、アカウントの管理及び動画の投稿は、広聴広報課が行う。

2 アカウントは、cityota とする。

(アカウント運用者の明示)

第 5 条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてユーチューブのユーザーアカウントを区ホームページ上に明示する。

(アカウント運用要領の明示)

第 6 条 アカウントの運営主体及び投稿する動画については、大田区チャンネルの概要欄で明示する。

(投稿内容)

第 7 条 大田区チャンネルでは、次に掲げるものを投稿する。

- (1) 区広報番組「シティーニュースおおた」
- (2) 区が作成したビデオ及び動画
- (3) その他広聴広報課長が適当と認めるもの

(運用制限)

第 8 条 大田区チャンネルでは、他アカウントのチャンネル登録及びコメント機能の利

用は行わないものとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が作成したチャンネルで、特に広聴広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

(ホームページとのリンク)

第9条 区が投稿する動画は、原則として区ホームページからリンクにより閲覧できるよう設置する。

(その他)

第10条 この要領の実施について必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。